

MV-22 オスプレイからの飲料水ボトル落下事故に関する意見書

去る2月5日午後、在沖米海兵隊から沖縄防衛局への通報により、米軍基地普天間飛行場所属機が、離陸直後に機内から飲料水ボトルを落下させていたことが明らかになった。当初、在沖米海兵隊は、落下物等に関する詳細な情報を公表しておらず、マスコミからの照会に対し、オスプレイからの落下物であると認めた。落下物は、基地外の民間地に落下したとみられているが、現時点で発見されていない。

今回の落下事故は、住民や建物等への被害状況は確認されていないが、一步間違えば市民に甚大な被害を及ぼしかねない事故であり、落下物の大小の問題ではなく、小さなミス、気の緩みはいつか大惨事につながる可能性があり、断じて容認できない。

MV-22 オスプレイからの落下事故は、今年1月に米カリフォルニア州サンディエゴでも発生し、民間地の屋根や車に被害を出しており、空軍と合わせてオスプレイの墜落事故などの重大な事故は、1991年からこれまでに9件起きている。また同機種は、事故後の7日に4機飛行が目撃されており、反省・自粛等もせず、昼夜を問わず住宅地域や学校、病院など公共施設上空での訓練飛行を繰り返し、常に住民を不安と恐怖に陥れている状況にある。

このような欠陥機を昨年10月に、県民の強い配備反対の訴えを無視する形で普天間飛行場に12機を強行配備した上に、今年の夏にはさらに12機を追加配備する計画に対し、激しい憤りを覚えるものであり、日米両政府はMV-22 オスプレイの即時撤去を速やかに実行すべきである。

よって、本市議会は、市民・県民の生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回のMV-22 オスプレイからの落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 事故の早急な原因究明及び公表をすること。
2. 住宅地域上空での飛行訓練を即時中止すること。
3. MV-22 オスプレイを即時撤去し、追加の配備計画を撤回すること。
4. 普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月26日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長